

# 岐阜県公報

## 目次

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ  
一

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する

規則

(同)

一

号外(一) 平成二十九年三月七日

## 人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中又をヲとし、二からりまでをハからルまでとし、ハの次に次のように加える。

ホ 職員採用高校卒程度試験

第二十二条第一項第一号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 職員採用短大卒程度試験

第二十二条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「岐阜県職員採用資格免許職試験」を「岐阜県職員採用短大卒程度試験、岐阜県職員採用資格免許職試験」に改め、同条第十一号中「岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験」の下に「岐阜県職員採用高校卒程度試験」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十九年三月七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社